

税を知る週間 11月11日～17日

暮らしの中に生きている

税金

暮らしを守る

「共通の会費」

暮らしの中で生きている税金では、具体的にどのようなように使われているのでしょうか。

私たちの生活に関係の深い教育費についてみましょう。

公立学校の生徒一人に使われている税金は小学生で三十六万円、中学生で四十一万円、高校生で四十八万円（いずれも昭和五十二年度）にもなっています。

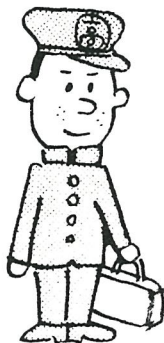
私たちが豊かな生活を送り、住みよい町をつくるために税金はいろいろなところで使われています。社会福祉、公立学校の建設、道路、住宅、そして下水道やゴミの処理など――。

私たちが一年間に納める税金はどのくらいの額になるかという点、夫婦と子供二人のサラリーマンの家庭で年間収入が三百万円の場合、所得税（国税）と住民税（地方税）を合わせて約十二万円の税金を納めています。

このほかに、酒にかかる酒税とか、品物にか

公立学校の生徒1人当たりの教育費公費負担金

485,000円



高校生(全日制)

414,000円



中学生

361,000円



小学生

(国と地方公共団体が負担した額) = 昭和52年度

しを守る「共通の会費」といえるでしょう。

第二回農業祭

・生活展の開催

光町、光町農協共催による第二回光町農業祭及び光町生活展を左記のとおり開催いたします。

農畜産物品評会、農器具、日用品展示、郷土芸能、無料コーナー、ドライバー診断等盛りだくさんです。又、生活展については、みなさんのアイデアを生かしたりフォーラム、暮らしの知恵等手作りの作品を広く募集し展示いたします。多数の来場をお待ちしています。

記

- ・ 11月22日(木)
  - ・ 午後1時30分～4時30分
  - ・ 11月23日
    - ・ 午前9時～午後3時まで

場所

・ 光町公民館・体育館  
くわしくは役場産業課へお問合せください(内)二〇六一―一

特別弔慰金を

支給

昭和十六年十二月八日から昭和五十年四月一日までの間に戦死又は戦病死した遺族で、昭和五十年四月一日以後に公務扶助料、遺族年金等の受給権を失権し昭和五十四年四月

一日において受給権者がいない遺族に特別弔慰金が支給されます。

請求に必要な書類は次のとおりです。

- ・ 一時恩給
- ・ 一時恩給請求書、履歴申立書、履歴書、戸籍抄本。
- ・ 一時扶助料
- ・ 一時扶助料請求書、履歴申立書、履歴書、戸籍謄本、生計関係申立書
- くわしくは、厚生課福祉係まで問合せください。
- 有線 二〇四―〇三

園芸施設共済に加入を

加入を

本年度から、園芸施設共済制度が発足いたしました。この制度は、台風や病害虫などの不慮の災害による損害を穴埋めして、施設園芸経営のささえとなる制度です。

また、この共済は、農業共済組合が行いますが、これを県の共済組合連合会が保証し、さらに政府が二重に保証しています。

安心して加入できますので、一人でも多くの方の加入をお待ちしています。

くわしくは、匝瑳農業共済組合にお問い合わせください。電話 〇四七九七(一)二二五五